

委員会審査結果報告

令和4年3月定例会中に開催された各常任委員会の審査・活動報告です。

嘉麻市の常任委員会とは、下記3委員会のことです。

- 総務財政委員会
- 民生文教委員会
- 産業建設委員会



総務財政委員会

国保税の軽減で子育て支援

国民健康保険税 条例の一部を 改正する条例

この条例は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法等の一部改正に伴い、条例に所要の改正を行うため提案されたものです。

執行部より、今回の改正は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額について、現行制度における軽減措置後、現在負担している額の5割を公費により負担するものである。

令和4年2月1日時点を参考として試算した場合、対象となる国民健康保険加入者の未就学児は約254人であり、約192万円の影響額となる。

そのうち国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担する

ことから、約48万円が市の負担となるものである。

なお、市の負担部分については、一般会計繰入金で対応することとなる。施行日は、令和4年4月1日とし、令和4年度の課税分から適用するものであるとの説明がありました。

委員より、現行制度において軽減措置を受けていない世帯も対象となるのかを問う質問に対し、軽減のない世帯についても子どもに係る均等割部分については5割が軽減となる旨の回答がありました。

※ 審査の結果、全会一致で可決しました。

※ 本会議では、全会一致で可決されました。





委員 中嶋 時夫



委員 畠中 博文



委員 藤 伸一



副委員長 豊田 一元



委員長 出水 貴之

民生文教委員会

なつきの湯内の食堂を廃止か

行政財産使用料 条例の一部を 改正する条例

この条例は、稲築庁舎の会議室として使用していた車庫上会議室及び嘉麻市ふるさと交流館なつきの湯内食堂の使用を廃止することに伴い、条例に所要の改正を行うため、提案されたものです。

委員より、ふるさと交流館なつきの湯の指定管理料については、市が休業に伴う補てんなどを行っているため、食堂についても補てんや減免が必要ではないかとの質問に対し、飲食店については福岡県の要請に応じた店舗に協力が支払われているため、市は補てんをしていない。使用料の減免については検討する旨の回答がありました。

※ 審査の結果、全会一致で可決しました。
※ 本会議では、全会一致で可決されました。



▲ふるさと交流館なつきの湯

産業建設委員会

施設の弾力的運用を図る

観光拠点施設 条例等の一部を 改正する条例

この条例は、嘉麻市観光拠点施設、道の駅うすいの嘉麻市物産展示販売施設、嘉麻市キャンプ村（古処山・馬見山）の3施設について、当該施設に係る経営条件をより弾力的にすることで、民間ならではのサービスを引き出すことを目的に、指定管理者が管理を行う期間及び使用料の一部を見直すことに伴い、観光拠点施設条例、物産展示販売施設条例及びキャンプ村条例に所要の改正を行うため、提案されたものです。

執行部より、指定管理者が管理を行う期間を、現行の3年以内から5年以内に2年延長するものである。今回の使用料改正については、指定管理者が定める利用料の上限額を見直すもので、改正後、指定管理者が利

用料を見直す場合は、条例の規定により、あらかじめ市長の承認を得てから、利用料を見直す流れとなる。また、観光拠点施設の定白農泊施設（カホアルペ）については、令和4年度中に、宿泊施設及び飲食施設を一体として、指定管理者の選定作業を行い、令和5年4月から、指定管理者への移行を目指す予定である旨の説明がありました。

委員より、条例で定める限度額と指定管理者が定める額の差が乖離していると条例の上限額が適正であるのかという判断がしにくいため、今後議論する必要があるとの意見がありました。

※ 審査の結果、全会一致で可決しました。
※ 本会議では、全会一致で可決されました。



委員 坂口 政義



委員 吉永 雪男



委員 廣方 悟



副委員長 田上 孝樹



委員長 北富 敬三